

地方税法施行令の一部を改正する政令について

1 事業所税の概要

- 人口 30 万以上の都市等が、道路・上下水道・学校・病院等の整備・改善の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税
- 課税団体：76 団体（平成 30 年 1 月 1 日現在）
東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、
その他人口 30 万以上の市で政令で指定するもの
- 税率：「資産割」（事業所床面積） 600 円／㎡ } 合計額を事業者が納税
「従業者割」（従業者給与総額） 100 分の 0.25 }
- 免税点：「資産割」（事業所床面積） 1,000 ㎡
「従業者割」（従業者数） 100 人
- 税 収：3,659 億円（平成 28 年度決算額）

2 政令改正の内容

- 最近の 1 月 1 日現在における住民基本台帳人口が 30 万以上である市を、事業所税の課税団体として政令で指定することとされている（地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 1 号ハ、地方税法施行令第 56 条の 14）
- 兵庫県明石市の平成 30 年 1 月 1 日現在における住民基本台帳人口が 30 万以上（301,131 人）となったため、新たに事業所税の課税団体として指定するもの（地方税法施行令第 56 条の 15 を改正）
※ 今回の指定により事業所税の課税団体は 77 団体となる

3 日 程

- 政 令 公 布：平成 30 年 1 月 26 日（金）

※ 兵庫県明石市における事業所税の適用関係は以下のとおり
（地方税法施行令第 56 条の 83 第 1 項）

法人の事業：平成 30 年 7 月 1 日以後に終了する事業年度分から
個人の事業：平成 30 年分から